



学生バイトに 仕事の失敗の弁償をさせてもいい？

最近、「ブラックバイト」が問題となっています。社会経験の少ない学生には、決して好ましい労働環境ではありません。適正なアルバイトの活用を考えていきましょう。

ブラックと呼ばれる職場は

ブラックバイトと呼ばれる職場の問題として、「仕事の失敗を弁償させる」「急な退職を制限する」などがあります。

なかには仕事の態度が悪く、気をつけるよう注意しているのに度々失敗するようなアルバイトもいるでしょう。しかし、果たして労働者に仕事の失敗を弁償させてもよいのでしょうか？

労働者の失敗の責任は

普通、誰かが他人に損害を与えた場合、民事的にその損害を賠償する責任を負います。経営者は事業をおこなって行く上で常に気をつけていることで

もあるでしょうから、労働者にも同様に責任意識をもって仕事に取り組んでもらいたいと考えているでしょう。

ですから、「商品を壊す」「釣銭を間違える」などの失敗で会社に損害を与えた場合、弁償させようとする考え方もありません。

ただし裁判では、会社が労働者へ求める損害賠償について、あまり認めない傾向にあります。労働者は、経済的に弱いものと考えられています。また、ビジネスのリスクは利益を得ている経営者が負うべきだと考えられているからです。

急な退職の責任は

法律では、有期労働契約の期間の途中や、無期労働契約の一定期間（原則2週間）をおかない一方的な退職はできないのが原則です。しかし裁判では、突然の退職による労働者への損害賠償

請求を認めるものは、ほぼありません。ましてや、学生アルバイトに賠償を求めても認められることはないと考えべきでしょう。

トラブル事例

放課後、飲食店でアルバイトを始めましたが、いつも約束の時間より長く働かされます。授業に影響しそうなので辞めたいという、オーナーが突然辞めるなら罰金を払えといってきました。



企業にアドバイス

急な退職と言えども罰金を支払わせることはできません。

学生アルバイトは、テストの時期や学年の切り替わりなどで辞めていくことがあるものです。学生を責めるのではなく、欠員が出ても対応できるよう準備しておくことは、企業側の役目なのです。

労働ひとこと

日本生産性本部が「平成29年度新入社員 働くことの意識調査」の結果を公表しました。

今どきの若者の仕事観は「人並みに働き楽しく生活したい」という志向が強まっているようです。

「働く目的」では「楽しい生活をしたい」が42.6%で過去最高を更新。「人並み以上に働きたいか」では「人並みで十分」が57.6%と高

い水準を維持しています。「若いうちは進んで苦労すべきか」では「進んで苦労すべきだ」が過半数を占めているものの大幅に減少傾向にあ

新入社員の仕事観 「人並みに働き楽しく生活」

り、一方で「好んで苦労することはない」が29.3%と過去最高を更新しました。

その他、過去最高を記録した項

目は「上司や同僚が残業していても自分の仕事が終わったら帰る」(48.7%)、「同僚、上司、部下と勤務時間以外はつきあいたくない」(30.8%)、「仕事はお金を稼ぐための手段であって面白いものではない」(40.1%)でした。

逆に、過去最低を記録したのは「面白い仕事であれば、収入が少なくても構わない」(46.5%)などとなり、企業戦士世代との職業観のギャップは広がっているようです。